

亀岡市公報

発行所 亀岡市役所
総務部 総務課
TEL 0771-22-3131(代表)
京都府亀岡市安町野々神8番地

目次

—— 規 則 ——

○亀岡市財務規則の一部改正 (市民課) 2

—— 告 示 ——

○平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (地域福祉課) 3

○亀岡市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱 (地域福祉課) 9

○亀岡市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱の一部改正 (地域福祉課) 12

○亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱の一部改正 (自治防災課) 12

○平成28年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画の一部変更 (環境クリーン推進課) 15

○亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正 (教育総務課) 15

○公示送達 (税務課) 19

○公示送達 (保険医療課) 20

○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 22

○放置自転車の撤去、保管 (土木管理課) 22

○国民健康保険被保険者証の無効 (保険医療課) 23

○収納事務の委託 (ふるさと創生課) 23

○指定代理納付者の指定 (ふるさと創生課) 23

○公示送達 (高齢福祉課) 24

○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 25

○市道路線の区域変更に関する告示 (土木管理課) 26

○市道路線の供用開始に関する告示 (土木管理課) 27

—— 訓 令 ——

○亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部改正 (障害福祉課) 28

—— 公 告 ——

○亀岡市職員採用試験公告 (人事課) 29

○公募型プロポーザル方式による業務の選定 (健康増進課) 33

○農用地利用集積計画の縦覧 (農林振興課) 36

—— 任免及び辞令 ——

選挙管理委員会欄

—— 告 示 ——

○参議院議員通常選挙の亀岡市開票区における開票立会人を定めるくじを行わない旨の告示 37

上下水道部欄

—— 規 程 ——

○亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部改正 38

—— 告 示 ——

- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 40
- 亀岡市指定給水装置工事事業者指定の告示 40
- 亀岡市指定給水装置工事事業者における事業廃止の告示 40

—— 任免及び辞令 ——

市立病院欄

—— 公 告 ——

- 亀岡市立病院職員採用試験の結果 41

規 則

亀岡市財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市規則第28号

亀岡市財務規則の一部を改正する規則

亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第78条に次の1項を加える。

- 5 前4項の規定にかかわらず、繰替払の正当性が確認できると会計管理者が認めるときは、第1項及び第2項の処理を省略することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告示

亀岡市告示第166号

平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業
実施要綱を次のように定める。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

平成28年度亀岡市臨時福祉給付
金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消費税率の引上げに際し、低所得の住民に与える負担の影響に鑑み、低所得の住民に対する適切な配慮を行うため、暫定的・臨時的な措置として実施する臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 臨時福祉給付金 前条の目的を達するために、亀岡市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。
- (2) 支給対象者 別記1に掲げる臨時福祉給付金が支給される者をいう。

(臨時福祉給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、臨時福祉給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する臨時福祉給付金の額は、支給対象者

1人につき3千円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 臨時福祉給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 臨時福祉給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、臨時福祉給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。

- (1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
- (3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市へ提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 申請者は、臨時福祉給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

(代理による申請)

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

- (1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者
- (2) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）
- (3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が臨時福祉給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。（支給の決定）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し臨時福祉給付金を支給する。

2 別記1第1号エに規定する児童等については、当該児童等分の臨時福祉給付金につき、当該児童等の保護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（市において、当該児童等の入所の事実を把握した時点で、当該児童等に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

3 別記第1号オに規定する者が同号オに規定する申出を行った場合は、当該者分の臨時福祉給付金につき、基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者から代理申請が

あつた場合でも、不支給決定とする（申出が、当該者の基準日時点の住民票が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）に到達した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

4 別記1第6号に規定する者については、当該者分の臨時福祉給付金につき同号に規定する当該者の養護者から代理申請があつた場合でも、不支給決定とする（市において、当該者の入所等の事実を把握した時点で、当該者に係る臨時福祉給付金の代理申請について、支給決定通知が既に行われている場合を除く。）。

（臨時福祉給付金の支給等に関する周知）

第9条 市長は、臨時福祉給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が臨時福祉給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第11条 市長は、臨時福祉給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により臨時福祉給付金の支給を受けた者に対し、支給を

行った臨時福祉給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 臨時福祉給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条、第4条、第8条関係)

1 支給対象者

次に掲げる者に対して、臨時福祉給付金を1人につき3千円支給する。

(1) 臨時福祉給付金は、アからオまでのいずれかに該当し、かつ、カに該当する者(他の市町村において臨時福祉給付金が支給される者を除く。)に支給する。

ア 平成28年1月1日(以下「基準日」という。)において、市の住民基本台帳に記録されている者

イ 基準日以前に、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号。以下「住基法」という。)第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市町村の住民基本台帳に記録されることとなったもののうち、転出の予定年月日(住基法第24条に規定する転出の予定年月日をいう。以下同じ。)が基準日以前となっている転出届(同条の規定による届出をいう。以下同じ。)を市に行っ

た者であって、転入をした年月日(住基法第22条第1項第3号の転入をした年月日をいう。以下同じ。)が基準日の翌日以降である転入届(同項の規定による届出をいう。以下同じ。)をいずれかの市町村に行ったことが住基法第9条第1項の規定による転入の通知により確認されたもの

ウ 基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めて市の住民基本台帳に記録されることとなったもの(転出の予定年月日が基準日以前となっている転出届をいずれかの市町村に行った者で、転入をした年月日が基準日の翌日以降である転入届を市へ行ったものを除く。)

エ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者(基準日以前に、住基法第8条の規定に基づき住民票を消除されていた者で、基準日において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日の翌日以後初めていずれかの市町村の住民基本台帳に記録されることとなったものを含む。以下この号において同じ。)であり、かつ、基準日以後に(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等(児童(基準日において満18歳に満たない者(平成10年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)及び児童以外の基準日において満20歳に満たない者(平成8年1月3日以降に生まれた者)をいう。以下同じ。)であって、その入所等している施設等が市に所在しているもの

(ア) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定により同法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法に規定する里親に委託されている児童等（保護者（同法に規定する保護者をいう。以下同じ。）の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難になったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる委託をされている者を除き、児童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き委託されている者に限る。）

(イ) 児童福祉法の規定により障害児入所給付費の支給を受け、若しくは同法の規定により入所措置が取られて同法に規定する障害児入所施設（以下「障害児入所施設」という。）に入所し、若しくは同法の規定により同法に規定する指定医療機関（以下「指定医療機関」という。）に入院し、又は同法の規定により入所措置が取られて同法に規定する乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設若しくは児童自立支援施設（以下「乳児院等」という。）に入所している児童等（当該情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に通う者及び2箇月以内の期間を定めて行われる障害児入所施設への入所若しくは指定医療機関への入院又は保護者の疾病、疲労その他の身体上若しくは精神上又は環境上の理由により家庭において児童を養育することが一時的に困難となったことに伴い、2箇月以内の期間を定めて行われる乳児院等への入所をしている者を除き、児

童以外の満20歳に満たない者にあつては、同法の規定により、基準日以前から引き続き入所又は入院している者に限る。）

(ウ) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）の規定により同法に規定する介護給付費等の支給を受け、又は身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）若しくは知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）の規定により入所措置が取られて障害者支援施設（障害者総合支援法に規定する障害者支援施設をいう。）若しくはのぞみの園（独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設をいう。）に入所している児童（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(エ) 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設に入所している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者及び一時保護委託がされている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

(オ) 児童福祉法の規定により同法に規定する児童自立生活援助事業における住居に入居している児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除く。）

(カ) 児童福祉法の規定により同法に規定する母子生活支援施設に入所している

児童等（2箇月以内の期間を定めて行われる入所をしている者を除き、児童等のみで構成する世帯に属している者に限る。）

オ 基準日において、いずれかの市町村の住民基本台帳に記録されている者のうち、配偶者からの暴力を理由に市に避難し、配偶者と生計を別にしてしている者（以下「配偶者からの暴力を理由に避難している者」という。）及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、ア)の要件を満たし、かつ、イ)からエ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出たもの

ア) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）上、配偶者と別の世帯に属し、国民健康保険に加入していること又は健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用する場合を含む。）若しくは地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定による配偶者の被扶養者となっていないこと。

イ) その配偶者に対し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第10条に基づく保護命令（配偶者からの暴力を理由に避難している者にあつては、同条第1項第1号に基づく接近禁止命令又は同項第2号に基づく退去命令をいう。）が出されていること。

ウ) 婦人相談所による「配偶者からの暴力の被害者の保護に関する証明書」（地方公共団体の判断により婦人相談所以外の配偶者暴力相談支援センター

が発行した証明書を含む。）が発行されていること。

エ) 基準日の翌日以降に住民票が市へ移され、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号自治省行政局長等から各都道府県知事宛て通知）に基づく支援措置の対象となっていること。

カ 平成28年度分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含むものとし、同法第328条（同法第736条第3項で準用する場合を含む。）の規定によって課する所得割を除く。以下この号において「市町村民税」という。）が課されていない者又は市の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除されたものである者（当該市町村民税が課されている者（当該市町村民税を免除された者を除く。）の扶養親族等（同法の規定による控除対象配偶者、配偶者特別控除における配偶者、扶養親族、青色事業専従者及び白色事業専従者をいう。以下同じ。）を除く。）

(2) 前号の規定にかかわらず、基準日において次のいずれかに該当する者には、臨時福祉給付金を支給しない。

ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第1項に規定する被保護者（基準日に保護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に保護が廃止又は停止された者を除く。）

イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）に基づく支援給付（以下この号において「支援給付」とい

う。)の受給者(ただし、基準日に支援給付の支給が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に支援給付の支給が廃止又は停止された者を除く。)

ウ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律(平成20年法律第82号)第15条第3項の規定によるハンセン病療養所非入所者給与金の受給者(援護加算(ハンセン病問題の解決の促進に関する法律施行規則(平成21年厚生労働省令第75号)第15条第3項に規定する援護加算をいう。以下この号において同じ。))の受給者に限り、基準日に援護加算の認定を停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護加算の認定を廃止又は停止された者を除く。)

エ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律第19条の規定による援護(以下この号において「援護」という。)を受けている者(基準日に援護が停止されていた者及び基準日の翌日から平成28年10月1日までの間に援護が廃止又は停止された者を除く。)

(3) 第1号の規定にかかわらず、臨時福祉給付金の支給が決定される日において、日本国籍を有しない者で住基法第30条の45の表の上欄に掲げる者に該当しないものには、臨時福祉給付金を支給しない。

(4) 基準日において、第1号エ(ア)から(カ)までのいずれかに該当する児童等については、第1号カの要件の適用に当たっては、当該児童等の保護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、基準日において、第1号エ(ウ)、(ニ)又は(カ)に該当する15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した児童等である父又は母(以下この号にお

いて「児童等である父又は母」という。))がその子である児童(以下この号において「子である児童」という。))と同一の施設に入所している場合については、当該親子は、児童等である父又は母の保護者の扶養親族には該当しないものとみなすが、子である児童については、児童等である父又は母の扶養親族等とみなす。

(5) 基準日において配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者であって、基準日において市にその住民票を移しておらず、第1号オ(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)から(ニ)までに掲げる要件のいずれかを満たしており、その旨を市に申し出た者については、第1号カの要件の適用に当たっては、その配偶者の扶養親族等には該当しないものとみなす。ただし、その際に配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者が、それらのうちいずれかの者の扶養親族等とされていることが確認できた場合には、これに基づき臨時福祉給付金の支給に係る審査を行う。それ以外の場合で、配偶者からの暴力を理由に避難している者又はその同伴者の中に市町村民税が課されている者がいることが確認できた場合には、当該者以外の配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者は、当該者の扶養親族等であるものとみなす。

(6) 基準日において、次のいずれかに該当する者については、第1号カの要件の適用に当たっては、当該者の養護者の扶養親族等には該当しないものとみなす。

ア 障害者(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1項に規定する障害者をいう。)のうち、養護者(障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)第2条第3項に規定する養護者

をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所又は入居(以下「入所等」という。)の措置が取られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

イ 高齢者(高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律(平成17年法律第124号)第2条第1項に規定する高齢者であつて、基準日において65歳以上の者(昭和26年1月2日以前に生まれた者。)をいう。)のうち、養護者(同条第2項に規定する養護者をいう。)から虐待を受けたことにより、同法第9条第2項の規定による入所等の措置が取られている者(2箇月以内の期間を定めて行われる入所等をしている者を除く。)

「揭示済」

亀岡市告示第167号

亀岡市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱を次のように定める。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の障害・遺族基礎年金受給者を支援するよう実施する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金 前条の目的を達するために、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金として亀岡市(以下「市」という。)によって贈与される給付金をいう。

(2) 支給対象者 別記1に掲げる低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金が支給される者をいう。

(低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給)

第3条 市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の金額は、支給対象者1人につき3万円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金に係る市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から3箇月とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金申請書（請求書）（以下「申請書」という。）により申請を行う。

2 申請者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる申請方式による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を市の窓口へ提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は市の窓口において市に提出し、市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

3 申請者は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の申請に当たり、公的身分証明書の写し等を提出又は提示すること等により、申請者本人による申請であることを証する。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次の各号に掲げる者に限る。

(1) 平成28年1月1日（以下「基準日」という。）時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人（成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人）

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で市長が特に認める者

2 代理人が低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状（申請書の委任欄への記載を含む。）を提出する。また、この場合、市は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 市は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。（支給の決定）

第8条 市長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受領したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給する。

2 平成28年度亀岡市臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年亀岡市告示第166号。以下「実施要綱」という。）の別記1第1号エに規定する児童等の保護者、別記1第1号オに規定する配偶者からの暴力を理由に避難している者及びその同伴者について基準日時点の住民票において当該者と同一世帯である者並びに別記1第6号アに規定する障害者のうち養護者から虐待を受けていることにより入所等の措置が取られている者及び別記1第6号イに規定する高齢者のうち養護者から虐待を受けていることにより入所等の措置が取られている者の養護者から代理申請があった場合の取扱いについては、実施要綱第8条第2項から第4項までの規定を準用する。

（低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給等に関する周知等）

第9条 市長は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 市長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条の規定による申請が行われなかった場合、当該支給対象者が低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われず、支給対象者(その代理人を含む。)の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第11条 市長は、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受けた者に対しては、支給を行った低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

別記(第2条関係)

1 支給対象者

次に掲げる者に対して、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を1人につき3万円支給する。

(1) 低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金は、実施要綱の別記1(支給対象者)の(1)から(3)までに定める亀岡市臨時福祉給付金の支給対象者(実施要綱の(4)から(6)までの適用を受ける場合を含む。)のうち、2に掲げるいずれかの年金について平成28年4月分の受給がある者(同年5月分の受給のない者を除く。)又は同年5月分の受給がある者に支給する。

(2) (1)の規定にかかわらず、低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者には、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの給付金を支給しない。

2 対象となる年金

(1) 国民年金法(昭和34年法律第141号)に基づく障害基礎年金又は遺族基礎年金

(2) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号。以下「60年改正法」という。)附則第32条の規定によりなお従前の例によることとされた旧国民年金法に基づく障害年金、60年改正法附則第78条の規定によりなお従前の例によることとされた旧厚生年金保険法に基づく障害年金(障害等級が1級又は2級の年金に限る。)及び60年改正法附則第87条の

規定によりなお従前の例によることとされた旧船員保険法に基づく障害年金（職務上の事由によるものについては障害等級が1級から5級までの年金、職務外の事由によるものについては障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(3) 厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成13年法律第101号）附則第16条第6項に規定する移行農林年金のうち障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

(4) 国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第108号）附則第3条及び私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第48条の2の規定によりその例によることとされる国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第105号）附則第3条の規定によりなお従前の例によることとされた障害年金及び船員障害年金（障害等級が1級又は2級の年金に限る。）

「揭示済」

亀岡市告示第168号

亀岡市低所得の高齢者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業実施要綱（平成28年亀岡市告示第37号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

別記1に次の1号を加える。

(4) (1)の規定にかかわらず、低所得の障害・遺族基礎年金受給者向けの年金生活者等支援臨時福祉給付金の支給を受けた者には、低所得の高齢者向けの給付金を支給しない。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第169号

亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱（昭和51年亀岡市告示第17号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条に次の1号を加える。

(7) 耐震診断事業 昭和56年5月31日以前に工事に着工し、建築された生涯学習施設に対し、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第2項第3号の指針に基づき行う診断をいう。

第3条に次の1号を加える。

(3) 自治会等が行う生涯学習施設の耐震診断事業

第4条に次の1号を加える。

(4) 自治会等が行う生涯学習施設の耐震診断事業

耐震診断に要した費用の100分の50以内とし、木造200,000円・鉄骨造等500,000円を限度とする。

別記第1号様式中「亀岡市長 様」を「(宛先) 亀岡市長」に、

新築 改築 補修 購入 の別	を	事業 の別	に改め、
新築		建築	
改築		購入	
補修		改修	
購入		耐震 診断	

添付書類に「4 現況写真 5 建築時期が確認できる書類」を加える。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第6条関係）

年 月 日

（宛先）亀岡市長

自治会等の名称
代表者職氏名

㊟

年度亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付申請書

生涯学習施設整備事業補助金として、次のとおり交付されたく亀岡市生涯学習施設整備事業補助金交付要綱第6条の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

金 _____ 円

ただし 事業補助金

事業施行計画書

事業の種類		直 営 請 負 の 別		新築、改築 購入、改修 増築、改良 の 別	
事業の内容	事業着手年月日		年 月 日		
	完成予定年月日		年 月 日		
耐 震 診 断	構 造	階 層	当初建築年月日		
		地上 階建て	年 月 日建築		
財源内訳 事業費	補 助 金	寄 附 金	分 担 金	借 入 金	そ の 他 自 己 資 金
円	円	円	円	円	円
事 業 費 の 内 訳					
本体工事費	円	(備 考)			
附帯工事費					
事業費合計					

- 添付書類
- 1 契約書の写し
 - 2 直営の場合は、見積書など必要な書類
 - 3 耐震診断にあたっては、建築士の免許証の写し

別記第3号様式中「亀岡市長 様」を「（宛先）亀岡市長」に改め、

「

計		計	
---	--	---	--

」

を

「

計		計	
---	--	---	--

」

- 添付書類
- 1 工事写真（耐震診断にあつては、調査写真）
 - 2 耐震診断結果報告書

に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から実施する。

「揭示済」

亀岡市告示第170号

平成28年度亀岡市一般廃棄物処理実施計画
(平成28年亀岡市告示第56号)の一部を次のように変更する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

2の(1)の表欄外を

「○廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第1項に規定する許可業者〔種別／一般廃棄物（ごみ）〕大田産業(株)、(株)カンポ、南丹清掃(株)、松波商店、安田産業(株)、サカエ産業(株)、(有)丸加清掃、日進浄化槽センター(株)、(有)キンキ、(株)クリーンプラン」に改める。

「揭示済」

亀岡市告示第171号

亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱（昭和48年亀岡市告示第30号）の一部を次のように改正する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

第2条第1項中「表1及び表2」を「表1、表2及び表3」に改め、「行うものとする。」の次に「なお、学校教育法第18条により、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため就学困難と認められ、就学義務が猶予又は免除された児童が、幼稚園に通っている場合には、補助金の対象とする。」を加える。

第2条第1項の表2中

「

小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
--	---

」を

「

小学生以上の兄、姉を1人有しており、就園している場合の最年長者 (第2子)	小学生以上の兄、姉を1人有しており、同一世帯から2人以上就園している場合の左以外の園児及び小学生以上の兄又は姉を2人以上有している園児 (第3子以降)
--	--

」に、

「4 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。」

を

「4 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

5 区分5又は区分6に該当する世帯については、小学校1年生から3年生までの兄、姉を1人有しており、就園している場合及び小学校1年生から3年生までに兄、姉を2人以上有している園児とする。なお、本来の就学年齢が小学校4年生以上であっても、就学免除等により小学校3年生までの学年に在籍する兄、姉を有する園児については、第2子以降の優遇措置の対象とする。」

に改める。

第2条第1項の表2の次に次の1表を加える。

表3

区分	補助対象経費	補助限度額		
		第1子	第2子	第3子以降
1 当該年度に納付すべき市民税が非課税となる世帯	入園料、保育料の合計額	年額308,000円		
2 当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯				
3 当該年度に納付すべき市民税の所得割課税額が77,100円以下の世帯		年額217,000円	年額308,000円	
注				
1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母及びそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。				
2 途中入園又は途中退園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。 上記の単価×(保育料の支払月数+3)÷1.5(百円未満を四捨五入)				
3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。				
4 市民税の所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。				

第2条第2項中「小学校1年生から3年生までの兄、姉を有している入園児の保護者の属する世帯については、表1及び表2によって得られる補助額の総額を比較し、高いほうの額を補助する。ただし、」を「入園児の保護者の属する世帯について、」に改め、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項により交付する補助金額は、小学生以上の兄又は姉を有さない園児の場合は、表1のとおりとし、小学生以上の兄又は姉を有する園児の場合は、表2のとおりとし、ひとり親世帯(母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第6条第1項及び第2項に規定する女子又は男子で現に児童を扶養している家庭をいう。以下同じ。)及び在宅障害児(者)のいる世帯の園児の場合は、表3のとおりとする。

第2条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項の表1及び表2の区分1から区分4まで及び表3に該当する世帯については、補助対象となる園児の保護者(以下「補助対象保護者」という。)と生計を一にする補助対象保護者に監護される者、補助対象保護者に監護されていた者及び補助対象保護者又はその配偶者の直系卑属の者を含めるものとする。

第3条中「できるものとする。」の次に「また、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯にあっては、ひとり親世帯、在宅障害児(者)のいる世帯を証明する書類も併せて添付するものとする。」を加える。

別記第2号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

平成 年度亀岡市私立幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

（幼稚園名： ）

保育料等 減免措置 階層区分		表1を選択			表2を選択			表3を選択			合 計	
		補助 単価 (円)	補助対 象人員 (人)	補助 金額 (円)	補助 単価 (円)	補助対 象人員 (人)	補助 金額 (円)	補助 単価 (円)	補助対 象人員 (人)	補助 金額 (円)	補助対 象人員 (人)	補助 金額 (円)
生活保護 世 帯	第1子											
	第2子											
	第3子以降											
	第3子以降 (※)											
市民税非 課税世帯 (市民税 所得割非 課税世帯 含む)	第1子											
	第2子											
	第3子以降											
	第3子以降 (※)											
市 民 税 所 得 割 77,100円 以 下	第1子											
	第2子											
	第3子以降											
	第3子以降 (※)											
市 民 税 所 得 割 211,200 円 以 下	第1子											
	第2子											
	第3子以降											
前記区分 以 外 の 世 帯	第2子											
	第3子以降											
合 計	第1子											
	第2子											
	第3子以降											
	計											

※ 表2を選択の中で、小学校4年生以上の兄弟がいる第3子以降の園児については「第3子以降（※）」に記入

別記第3号様式中

「

19歳未満の扶養親族の有無 下記に該当する場合に○印を記入	
16歳未満	16歳以上 19歳未満

」を

「

小学校4年生以上の兄弟に○印を 記入

」に改め、

「在籍状況」の次に「等」を加える。

附 則

この要綱は、告示の日から実施し、平成28年度分の補助金から適用する。

「揭示済」

亀岡市告示第172号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市総務部税務課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年7月13日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類	送達を受けるべき者	
		住 所	氏名又は名称
1	督促状 平成28年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
2	督促状 平成28年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
3	督促状 平成28年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
4	督促状 平成28年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
5	督促状 平成28年度第1期分 固定資産税・都市計画税	省略	省略
6	督促状 平成28年度過1期分 市府民税	省略	省略
7	督促状 平成28年5月分 市府民税（特別徴収）	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第173号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市環境市民部保険医療課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により告示する。

平成28年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

1 送達する書類等

	送達する書類			送達を受けるべき者	
				住 所	氏 名
1	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
2	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
3	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
4	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
5	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
6	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
7	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
8	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
9	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
10	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
11	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
12	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
13	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
14	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
15	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略

16	督促状	平成27年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
17	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
18	督促状	平成27年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
19	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
20	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
21	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
22	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
23	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
24	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
25	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
26	更正通知	平成27年度	国民健康保険料	省略	省略
27	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
28	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
29	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
30	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
31	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
32	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
33	督促状	平成27年度 第10期分	国民健康保険料	省略	省略
34	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
35	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略
36	決定通知	平成28年度	国民健康保険料	省略	省略

2 この書類を受領されないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第174号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀1301-12015

1 保 険 者

亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地

2 交付した日

平成28年4月1日

3 無効になる日

平成28年7月19日

「揭示済」

亀岡市告示第175号

亀岡市放置自転車の防止に関する条例（平成5年亀岡市条例第14号）第11条の規定により、放置自転車の撤去、保管について次のとおり告示する。

平成28年7月22日

亀岡市長 桂川孝裕

1 撤去した理由

亀岡市放置自転車の防止に関する条例第9条に違反して、自転車放置禁止区域に放置されていたため。

2 撤去した区域

J R 亀岡駅前自転車放置禁止区域
J R 馬堀駅前自転車放置禁止区域
J R 並河駅前自転車放置禁止区域
J R 千代川駅前自転車放置禁止区域

3 撤去した日時

平成28年7月22日（金）
午後1時～午後3時

4 撤去し、保管した台数 8台

5 保管場所 J R 馬堀駅前自転車等駐車場

6 保管期間 告示の日から3箇月間

7 返還期間

月曜日～土曜日 午前10時～午後7時

8 返還を受けるための手続き

- ① 撤去された自転車は、保管場所で引き取ることができる。
- ② 返還の申請には、自転車の鍵、印鑑、住所・氏名を明らかにできるものが必要である。
- ③ 撤去・保管に要した費用として1台2,000円を負担する。

9 引取りのない場合の措置

保管期間を経過しても引き取りのない自転車は、関係法令等の規定により処分する。

※ 連絡先 土木建築部 土木管理課
電話 0771 (25) 5043

「揭示済」

亀岡市告示第176号

亀岡市国民健康保険条例施行規則（昭和53年亀岡市規則第20号）第12条第3項の規定により、下記の国民健康保険被保険者証は無効としたので告示する。

平成28年7月26日

亀岡市長 桂川孝裕

記

亀0117-52006

- 1 保 険 者
亀岡市（26-007-5）
京都府亀岡市安町野々神8番地
- 2 交付した日
平成28年4月1日
- 3 無効になる日
平成28年7月26日

「揭示済」

亀岡市告示第177号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、歳入の収納の事務を私人に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 委託の相手方の名称及び住所
京都市下京区四条通烏丸西入函谷鉾町
101番地アーバンネット四条烏丸ビル
株式会社エフレジ
- 2 委託した収納事務
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金の収納
事務
- 3 委託期間
平成28年7月27日から
平成29年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第178号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定したので、亀岡市財務規則（昭和40年亀岡市規則第1号）第47条の2第2項の規定により次のとおり告示する。

平成28年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 指定代理納付者の名称及び住所
 - ①京都クレジットサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
 - ②京銀カードサービス株式会社
京都市下京区烏丸通七条下る東塩小路町
731番地
- 2 指定代理納付者に納付させる歳入の種類
京都・亀岡ふるさと力向上寄附金

- 3 指定代理納付者に歳入を納付させる期間
平成28年7月27日から
平成29年3月31日

「揭示済」

亀岡市告示第179号

次の書類は、送達を受けるべき者の所在が不明であるため、亀岡市健康福祉部高齢福祉課において保管し、送達を受けるべき者の申出があれば交付する。

ここに、介護保険法（平成9年法律第123号）第143条の規定により告示する。

平成28年7月27日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 送達する書類
平成28年度介護保険料納入通知書
- 2 送達を受けるべき者の住所氏名

省略

省略

- 3 この書類が受領されないときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第3項の規定を準用し、告示日から起算して7日を経過した時点で書類の送達があったものとみなす。

「揭示済」

亀岡市告示第180号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年7月29日から平成28年8月12日まで一般の縦覧に供する。

平成28年7月28日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 18114
- 2 路線名 浄法寺西線
- 3 道路の区域 認定区間 亀岡市篠町浄法寺中村26番先から
 亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷26番の2先まで
 最小幅員 3.40m
 最大幅員 7.04m
 総延長 516.21m

区域変更区間	変更前後別	変更区間最小幅員	変更区間延長	備考
		変更区間最大幅員		
亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷15番2先から 亀岡市篠町浄法寺墓ノ谷28番1先まで	前	5.27m 6.20m	13.52m	
	後	6.00m 6.20m		

「揭示済」

亀岡市告示第181号

市道路線の区域変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年8月1日から平成28年8月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01272
- 2 路線名 三宅保津小橋線
- 3 道路の区域

区 間	変 更 前後別	$\frac{\text{最小幅員}}{\text{最大幅員}}$	延 長	備 考
亀岡市三宅町野々神1番地の155先から 亀岡市保津町四ノ坪17番地の2先まで	前	$\frac{2.30\text{m}}{14.41\text{m}}$	1,458.60m	
亀岡市三宅町野々神1番地の155先から 亀岡市保津町四ノ坪17番地の2先まで	後	$\frac{2.30\text{m}}{9.35\text{m}}$	1,623.10m	

「揭示済」

亀岡市告示第182号

市道路線の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の路線を平成28年7月29日から供用開始する。

なお、その関係図面は、亀岡市土木建築部土木管理課において平成28年8月1日から平成28年8月15日まで一般の縦覧に供する。

平成28年7月29日

亀岡市長 桂川孝裕

- 1 路線番号 01272
- 2 路線名 三宅保津小橋線
- 3 道路の区域

区 間	最小幅員	延 長	備 考
	最大幅員		
亀岡市三宅町野々神1番地の155先から 亀岡市保津町四ノ坪17番地の2先まで	2.30m 9.35m	1,623.10m	

「揭示済」

訓令

亀岡市訓令第5号

庁中一般

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程の一部を改正する訓令

亀岡市特別障害者手当等事務取扱規程（平成8年亀岡市訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式、別記第7号様式及び別記第8号様式中「8月11日から9月10日」を「8月12日から9月11日」に改める。

別記第11号様式中

「

(ふりがな)	
受給資格者の氏名	

」

を

「

(ふりがな)		個 人 番 号
受給資格者の氏名		

」

に改める。

附 則

この訓令は、平成28年7月1日から施行する。

公 告

亀岡市公告第32号

亀岡市職員採用試験公告

亀岡市職員採用試験を次のとおり実施する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 試験区分及び採用予定人数

試験区分	行 政							保育士
	かめおか・未来・チャレンジ方式			一般方式				
	事務Ⅰ	事務Ⅱ	土木Ⅱ	事務Ⅰ	事務Ⅲ	土木Ⅰ	土木Ⅲ	
採用予定 人数	3名程度		土木Ⅰ・ 土木Ⅱ・ 土木Ⅲで 計3名程度	10名程度		土木Ⅰ・土木Ⅱ・ 土木Ⅲで計3名程度		若干名

※かめおか・未来・チャレンジ方式と一般方式を重複して受験することはできません。

2 受験資格

(1) 次に該当する人が受験できる。

ア 行政（事務Ⅰ）（上級）

平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人

イ 行政（事務Ⅱ）（民間経験）

昭和61年4月2日以降に生まれた人で民間企業での職務経験が5年以上の人

※「民間企業での職務経験が5年以上」とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。（平成29年3月31日現在で5年見込みの場合を含む。）

ウ 行政（事務Ⅲ）（初級）

平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人

エ 行政（土木Ⅰ）（上級）

平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による大学（短期大学を含む。）において土木工学に関する課程を修めた人又は修める見込みの人

オ 行政（土木Ⅱ）（民間経験）

昭和56年4月2日以降に生まれた人で民間企業での土木に関連する職務経験（設計、施工管理等）が3年以上の人

※「民間企業での職務経験が3年以上」とは、会社員、団体職員等として6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。ただし、国家公務員又は地方公務員としての職務期間は含まない。（平成29年3月31日現在で3年見込みの場合を含む。）

カ 行政（土木Ⅲ）（初級）

平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた人で、学校教育法による高等学校等において土木系に関する課程を修めた人又は修める見込みの人

キ 保育士

平成4年4月2日から平成9年4月1日までに生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭資格を有する人（取得見込を含む。）、又は昭和56年4月2日以降に生まれた人で保育士資格及び幼稚園教諭資格を有し、保育士又は幼稚園教諭の職務経験が2年以上の人

※「保育士又は幼稚園教諭の職務経験が2年以上」とは、公立、私立の保育所、幼稚園、託児所等で6箇月以上継続して常勤で職務に従事（非常勤のアルバイト、パートタイムは含まない。）した期間が該当し、複数の場合は、通算することができる。（平成29年3月31日現在で2年見込みの場合を含む。）

(2) 次に掲げる条件のいずれかに該当する人は受験することができない。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

ウ 公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 1次試験

(1) 第1日 かめおか・未来・チャレンジ方式のうち、事務Ⅰのみ

ア 方法

面接試験

イ 日時・場所

平成28年9月11日（日）午前9時30分から『亀岡市役所』において行う。

(2) 第2日 全ての区分（第1日受験者を含む。）

ア 方法

試験区分		試験方法	試験科目	出題分野（予定）
行政 (かめおか・ 未来・チャレ ンジ方式)	事務Ⅰ		論文試験	—
	事務Ⅱ		面接試験	—
	土木Ⅱ		面接試験	—
行政 (一般方式)	事務Ⅰ	筆記試験 (多肢 選択式)	教養試験	社会、人文及び自然に関する一般知識並び に文章理解、判断推理、数的推理及び資料 解釈に関する一般知能
	事務Ⅲ			
	土木Ⅰ			
	土木Ⅲ			
保育士			専門試験	社会福祉、児童家庭福祉（社会的養護を含 む。）、保育の心理学、保育原理、保育内 内容及び子どもの保健（精神保健を含む。）

イ 日時・場所

平成28年9月18日（日）午前10時から『ガレリアかめおか』において行う。

ウ 1次試験合格発表

平成28年10月上旬に通知する。

4 2次試験

(1) 方法（予定）

ア プレゼンテーション試験（行政（かめおか・未来・チャレンジ方式含む。））

イ 集団面接試験（保育士）

ウ 論文試験（保育士）

エ 実技試験（保育士）

(2) 日時・場所

平成28年10月中旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、1次試験合格者に通知する。

5 3次試験

(1) 方法（予定）

個別面接試験（行政（かめおか・未来・チャレンジ方式含む。））

(2) 日時・場所

平成28年11月下旬、亀岡市内において行う。

詳しい日時、場所、提出書類等については、2次試験合格者に通知する。

6 最終合格発表

平成28年12月中旬まで（予定）に通知する。

7 採用

最終合格者は、試験区分ごとに作成する職員採用候補者名簿に登載し、平成29年4月1日以降必要に応じ採用される。

なお、この名簿の有効期間は、平成30年4月1日までとする。

8 初任給（標準例）

（参考：平成28年4月1日現在。ただし、地域手当を含む。）

大学卒	187,302円
短大卒	166,738円
高校卒	153,276円

試験区分により異なることがある。

上記のほか、市職員の給与に関する条例等の規定に従い、通勤手当、期末・勤勉手当（いわゆるボーナス）等の諸手当が要件に応じて支給される。また、最終学校卒業後に職歴等がある場合などは、基準により初任給に加算されることがある。

9 受験手続及び受付期間

(1) 申込

ア 7月1日（金）から配付する申込書及び自己紹介書に必要な事項を記入し、最近6箇月以内に撮影した本人の写真（上半身脱帽、正面向タテ4cm、ヨコ3cm）を貼り、亀岡市市長公室人事課に提出することとする。（郵送可）

イ 申込書等を郵送する場合は、必ず簡易書留で封筒の表に『採用試験受験』と朱書し、返信用封筒（82円切手を貼って、宛先を明記したもの）を同封のうえ送付すること。

ウ 申込書受理後は、申込みをした区分の変更はできない。

エ 身体に障害があり、受験に際して配慮が必要な場合は、あらかじめ連絡すること。

(2) 受付期間

申込みは、持参の場合は平成28年7月1日（金）から平成28年7月29日（金）まで受付ける。（ただし、土曜日、日曜日、祝日を除き、午前9時から午後5時まで）

郵送の場合は締切日を7月27日（水）とし、締切日の消印のあるものは有効とする。

10 採用試験についての問い合わせ

受験手続、その他の不明な点は亀岡市市長公室人事課に問い合わせることとする。

〒621-8501 京都府亀岡市安町野々神8番地

電話（0771）22-3131（市役所代表）…（内線2934）

電話（0771）25-5016（人事課直通）

URL：<http://www.city.kameoka.kyoto.jp/>

「揭示済」

亀岡市公告第33号

子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業の業務について、公募型プロポーザル方式により選定を行うので、次のとおり公告する。

平成28年7月1日

亀岡市長 桂川孝裕

1 業務の概要

(1) 業務名称

子育て世代包括支援センター（利用者支援事業母子保健型）事業

(2) 目的

妊娠期から子育て期にわたる継続的な支援を行い、地域の関係機関とネットワークを構築し、総合的な相談支援を提供する。

(3) 業務実施期間

平成28年10月から
平成29年3月31日まで

(4) 提案上限額

8,281,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限

（うち、改修費等の開設準備費は、4,000,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限）

① この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものである。

② 上記提案上限額を超えてはならない。

2 参加資格

次のいずれにも該当することとする。

(1) 平成28年度・29年度の亀岡市競争入札参加資格を有していること（有していない場合は、別にあげる書類を提出できるこ

と。）。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者であること。

(3) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先から取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立ての事実がある等、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け支払いが不可能になった者でないこと、又は第三者の債権保全請求が常態となったと認められる者でないこと。

(6) 本業務の契約締結日までの間で、国及び地方公共団体等の指名停止期間中でないこと。

(7) 参加希望者等（法人である場合には、その役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。）が、亀岡市暴力団排除条例（平成24年亀岡市条例第24号）第2条に規定する暴力団、暴力団員、暴力団員密接関係者でないこと。

(8) 突然のトラブル発生時に、速やかに通常業務に復旧する対応が出来ること。

3 参加申込書の提出

(1) 申込期間

平成28年7月1日（金）～7月22日（金）午後5時必着

(2) 提出書類

- ①参加申込書
- ②事業所概要…事業所の規模や業務内容等
- ③業務実績…本事業に関連した内容の実績、経験等
- ④亀岡市競争入札参加申請をしていない業者
 - ・法人にあつては、履歴事項全部証明書（法人登記簿本）
 - ・個人にあつては、本人確認のできる証明書
 - ・法人にあつては、直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）
 - ・個人にあつては、直近年度の国税（所得税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。）

(3) 提出方法

持参又は書留郵便（7月22日（金）午後5時必着）で提出すること。

4 実施要領についての質問の受付及び回答

(1) 受付方法

質問票に質問内容を記載し、持参、書留郵便、電子メール又はFAXで提出すること。

※電子メール又はFAXの場合は、併せて電話連絡し、到着を確認すること。

(2) 提出期限

平成28年7月29日（金）午後5時まで

(3) 回答方法

平成28年8月10日（水）午後5時までに業者全てに回答する。

5 提案書の提出について

(1) 提出書類

- ①提案書かがみ 1部
- ②提案書 10部（様式は任意とするが、A4判（縦）に横書きとする。）
（提案書内容）
 - ・本事業に対する基本方針、提案概要及び特長等
 - ・実施体制…本事業の従事者数及び従事者の雇用形態、職種等
 - ・事業実施内容及び実施場所
 - ・実施スケジュール
 - ・その他…上記項目に含まれない内容で特記すべき点のある場合には、その内容を記述すること。
 - ・経費の見積書
任意見積書様式とする。見積書は消費税及び地方消費税を含まない額で記載すること。

(2) 提出方法

持参又は書留郵便で提出すること。

(3) 提出期間

平成28年8月12日（金）～8月18日（木）

※午前9時から午後5時まで

6 ヒアリングの実施

提案書に基づき、指定する時間内において簡潔明瞭な説明に努めること。

(1) 実施日

平成28年8月24日（水）

(2) 実施場所

亀岡市保健センター

(3) 説明時間等

説明時間は30分程度とし、その後は質問時間とする。

7 提案の審査

- (1) 審査にあたっては、庁内職員で構成する選考委員会により、評価項目を基準とした書類審査及びヒアリングを個別に行う。
- (2) 審査結果についてはプロポーザル参加業者全てに通知する。
- (3) 審査経過、審査内容については、公表しない。
- (4) 審査方法及び審査内容、審査結果に対する異議の申し立ては認めない。
- (5) 参加者が1者になった場合でも評価を行い、各選定委員の評価点の平均点が最低水準点以上であれば決定する。

8 選定審査対象除外について

次の事項に該当する場合は、選定審査の対象から除外する。

- (1) 提出期限までに必要な書類を提出できなかったとき。
- (2) 見積書の金額が上限額を超えているとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 実施要領に違反した又は公正を欠いた行為があったとして選定委員会が認めたとき。
- (5) 各選定委員の評価点の平均点が最低水準点に満たないとき。

9 契約手続き

審査の結果、最も優れた提案者と契約手続きの協議（提案書の修正協議を含む。）を行い、協議が整い次第、随意契約により業務委託契約を締結する。

なお、辞退その他の理由で契約できない場合は、次順位者と契約交渉を行う。

10 留意事項

- (1) 本件に要する経費については、全て参加業者の負担とする。
- (2) 書類提出後の修正又は変更は一切認めない。

い。ただし、選定委員から要請のあったものについてはこの限りではない。

- (3) 提案書の提出は、1事業所につき、1案とする。
- (4) 提出された書類等については返却しない。
- (5) 参加申し込みの提出後に参加を辞退する場合は、速やかに事務局あて連絡の上、理由を明記した辞退届を提出すること。
- (6) その他、亀岡市財務規則に定めるところによることとする。

なお、要領に示した書類のほか、亀岡市長が必要と認める書類の提出を求められることがある。また、事務上の都合により、必要に応じて亀岡市長が一部を変更し、追加を求める場合がある。

- (7) 選考委員会の委員については公表しない。
- (8) 提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償利用できるものとする。
- (9) 提出書類は、亀岡市情報公開（平成24年亀岡市条例第21号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

11 その他

詳細は、実施要領、仕様書、提出様式等による。（亀岡市ホームページからダウンロード若しくは来所により交付）

12 担当課等（書類の提出先及び問い合わせ先）

亀岡市健康福祉部健康増進課

（亀岡市保健センター）

所在地：〒621-0805

京都府亀岡市安町釜ヶ前82

電話：0771-25-5004

FAX：0771-25-5128

E-mail :

kenkou-zousin@city.kameoka.kyoto.jp

「揭示済」

亀岡市公告第34号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次により縦覧に供する。

平成28年7月20日

亀岡市長 桂川孝裕

1 縦覧期間

平成28年7月20日以後、常時備え置くこととする。

2 縦覧場所

亀岡市安町野々神8番地
亀岡市産業観光部農林振興課

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 松井史裕

和田誠

亀岡市休日急病診療所医師に委嘱します

平成28年7月1日

小川泉

亀岡市行政改革推進委員に委嘱します

任期は平成28年11月25日までとします

平成28年7月26日

選挙管理委員会欄

告示

亀岡市選挙管理委員会告示第46号

平成28年7月10日執行の参議院議員通常選挙の亀岡市開票区においては、公職選挙法第62条第2項、第4項又は第5項の規定による開票立会人を定めるくじは、行わない。

平成28年7月7日

亀岡市選挙管理委員会
委員長 岡野 宗忠

「揭示済」

上下水道部欄

規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年7月11日

亀岡市長 桂川孝裕

亀岡市上下水道事業管理規程第4号

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程の一部を改正する規程

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程（昭和57年亀岡市水道事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「郵政、アルコール専売、国有林野等（五現業）」を「国有林野」に、

「

17 前各号に類するもので特に管理者が減免する必要があると認められたもの		管理者がその都度定める				
--------------------------------------	--	-------------	--	--	--	--

」

を

「

<p>17 特別使用許可を受けた土地のうち第1号、第3号、第4号及び第8号から第16号までに該当することとなるもの</p>		<p>第1号、第3号、第4号及び第8号から第16号までを準用</p>		<p>当該土地の用途別及び予定用途別明細書</p>		
<p>18 前各号に類するもので特に管理者が減免する必要があると認められたもの</p>		<p>管理者がその都度定める</p>				

」

に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

第15号様式（第18条関係）

付
受 ○ 印
(宛先)

下水道事業受益者変更申告書

年 月 日

旧	受益者番号	
	通知書番号	
新	受益者番号	
	通知書番号	

旧受益者

住所

氏名

☎ 電話番号 ()

新受益者

住所

氏名

☎ 電話番号 ()

次の土地について受益者の変更があったので、亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例施行規程第18条第1項の規定により申告します。

台帳番号	土地の所在地	負担区	地 目		地 積	負担金額		権利の移動	
			公 簿	現 況		旧受益者分	新受益者分	移動年月日	移動理由
					m ²	円	円	年 月 日	
					m ²	円	円	年 月 日	
					m ²	円	円	年 月 日	
					m ²	円	円	年 月 日	
合 計					m ²	円	円		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

「揭示済」

告 示

亀岡市上下水道部告示第5号

亀岡市指定給水装置工事事業者に
おける事業廃止の告示

平成28年7月5日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
262	株式会社 SUITTO	代表取締役 磯貝 真次	大阪府摂津市鳥飼 八防2丁目11番 7号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第6号

亀岡市指定給水装置工事
事業者指定の告示

平成28年7月19日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者を亀岡市指定給水装置工事事業者

として指定したので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

- 1 指定した日
平成28年7月19日
- 2 指定した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
280	株式会社 星野建設	代表取締役 星野 大宇	亀岡市篠町広田3 丁目5番3号

「揭示済」

亀岡市上下水道部告示第7号

亀岡市指定給水装置工事事業者に
おける事業廃止の告示

平成28年7月25日

亀岡市長 桂川孝裕

下記の業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、亀岡市指定給水装置工事事業者規程第10条の規定により告示する。

記

廃止した業者

指定番号	業者名	代表者名	住 所
158	今井建設工業 株式会社	代表取締役 今井 重憲	亀岡市追分町藪ノ 下7番地

「揭示済」

任免及び辞令

(各 通) 山 下 昇
松 本 行 雄
串 崎 哲 史

亀岡市上下水道事業経営審議会委員の委嘱を解
きます

(各 通) 野 田 幸 秀
飯 田 耕市郎
亀 井 義 一

亀岡市上下水道事業経営審議会委員に委嘱しま
す

任期は平成30年3月1日までとします

平成28年7月25日

市立病院欄

公 告

亀岡市立病院公告第4号

平成28年6月22日に実施した亀岡市立病
院職員採用試験の結果、次のとおり合格者を決
定し、職員採用候補者名簿に登録したので公告
する。ただし、登録有効期限については、平成
28年10月31日までとする。

平成28年7月5日

亀岡市病院事業管理者 玉井和夫

(候補者受験番号)

1 2

「揭示済」